

平成21年10月13日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

## 東京電力株式会社福島第二原子力発電所第4号機の定期検査について

原子力安全・保安院は、電気事業法第54条第1項の規定に基づき東京電力株式会社福島第二原子力発電所第4号機の定期検査を行っておりました。このたび、総合負荷性能検査を行い、全ての検査が終了したと認められたことから、電気事業法施行規則第93条の3の規定に基づき定期検査終了証を交付しましたので、お知らせいたします。

(総合負荷性能検査：通常運転時における総合的な性能について、技術基準に適合していることを確認する検査)

### 1. 施設の概要

- (1)施設の名称：東京電力株式会社 福島第二原子力発電所第4号機
- (2)出力：電気出力1100MW(定格電気出力)
- (3)運転開始：昭和62年8月

### 2. 検査期間

平成21年6月7日～平成21年10月9日

### 3. 定期検査終了証交付日

平成21年10月9日

### 4. 検査対象電気工作物、検査の方法及びその結果

#### (1)検査対象電気工作物

原子炉本体	原子炉冷却系統設備	計測制御系統設備
燃料設備	放射線管理設備	廃棄設備
原子炉格納施設	非常用予備発電装置	蒸気タービン

#### (2) 検査の方法

設置者が行う定期事業者検査に立ち会い、又はその記録を確認することにより、設置者が適切な検査要領書を定め、これに則り定期事業者検査を実施していることを確認するとともに、当該電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認する。

#### (3) 検査結果

良(当該電気工作物は、技術基準に適合していた。)

なお、結果の詳細については、原子力安全委員会への四半期毎の報告時に公表する予定です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者： 石垣、熊谷

電話(代表)03-3501-1511(内)4871

(直通)03-3501-9547